

# 堺市立御池台小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめに対する基本認識

いじめとは、「当該児童と、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。〈いじめ防止対策推進法 第2条定義〉

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。〈文部科学省 いじめの定義〉

いじめの定義をこれまでの「頻度・程度・意図」等を考慮して吟味解釈されていましたが、現在では「子どもの感じ方」で定義されることを基本認識とする。

[具体的ないじめの態様の例] 〈文部科学省 いじめの定義〉

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる 等

本校のすべての教職員は、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた児童の立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

## 2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) ふれあい活動等をとおして、児童どうしが繋がる集団づくりに努める。
- (2) 「いじめに対応できる学級経営チェックシート」を使用する等して、いじめが起きにくい学級経営に努める。

- (3) 道徳・特別活動を通し、適切な「いじめ」の認識や関わりと「いじめはしてはいけない」という規範意識を身につけさせる。
- (4) 授業がわからないことがストレスや劣等感とならないよう、「わかる授業づくり」に努め、児童の自尊感情を高める。
- (5) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙秘することがないように細心の注意を払う。
- (6) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (7) 児童理解、発達障害等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (8) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

### 3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われていることが多いことを教職員は認識し、見逃さないようアンテナを高く保ち、学校・家庭・地域が全力でいじめの実態把握に努める。

- (1) 子どものいじめを疑う。(例：いじめ早期発見のためのチェックシート)
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。(例：アンケート調査、生活ノート、個別面談等)
- (3) 子どもの行動を注視する。(例：授業中・休み時間の児童の様子を観察する等)
- (4) 保護者と情報を共有する。(例：連絡ノート、電話・家庭訪問、PTA会議等)
- (5) 地域と日常に連携する。(例：地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

### 4 いじめに対する措置

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき速やかに適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめの発見または相談を受けた教職員は「校内いじめ対策委員会」に直ちに情報共有する。
  - ・ いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
  - ・ 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめをした児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、毅然とした態度で指導する。それらの対応は、教職員の全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。
- (4) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (5) 校長は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。
- (6) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

- (7) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (8) いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。
- (9) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。また、いじめ問題への対応として、「いじめ」をテーマにした校内研修を年間1回以上実施する。

◎いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- ② 本人や保護者の面談等をとおして、いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

## 5 いじめアンケート調査の実施

【1学期】 1年：1学期中 2年～6年：5月

【2学期】 全学年：9月

【3学期】 全学年：1月

いじめアンケートを年間3回以上実施する。またいじめの問題が生じたときは、必要に応じてアンケートを追加で実施し適切な対応をおこなう。

## 6 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長・教頭・教務・生徒指導主任・養護教員・当該学年主任・当該担任を構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置する。本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

## 7 ネット上のトラブル対応について

携帯・SNSの普及に伴い、ラインやメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学年の実態に応じてネットいじめプログラムを開催したり、学級や全体集会や「みんなの約束」などでSNSの使い方についての指導を行ったりして、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者の管理のもと直ちに削除する措置をとれるよう協力体制を整える。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに南堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 8 いじめ防止対策における留意事項

- (1) いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。

### <傍観者への対応>

- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。

### <観衆への対応>

- (6) 学校評価においては、いじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況を評価し、学校は評価結果をふまえ、改善に取り組むこと。
- (7) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対抗状況を評価する。いじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意すること。